破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５０号
長野市上野３丁目183番地
債務者　原　　太一
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４５７号
名古屋市中村区名駅南３丁目４番26号　水主町住宅６―12号
債務者　海守登志枝
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７０号
愛知県あま市甚目寺須原28番地１　ＳＵＮＮＹ　ＣＯＵＲＴ　１Ａ号
債務者　大保　　誠
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９号
香川県高松市太田下町2756番地１
債務者　本間　直樹
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９５号
香川県高松市国分寺町新居755番地３
債務者　米津　秀樹
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１号
香川県観音寺市坂本町２丁目６番17―201号　ピュアハイツ観音寺Ⅱ
債務者　平口　尊也
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第２８６号
福岡市中央区春吉３丁目16番７―301号
債務者　軸丸　明朗
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３５４号
福岡市中央区平尾５丁目20番３―303号
債務者　中島　加奈
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４６１号
福岡県春日市小倉３丁目130番地　春日小倉山パーク・ホームズ404号
債務者　迫田　志麻
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５３５号
福岡県春日市上白水６丁目130番地　ヴェルドミール402号
債務者　木村　紀子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５５０号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　20棟504号
債務者　松村　　周
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５５８号
福岡市早良区梅林６―13―20―202、住民票上の住所東京都港区海岸１丁目６番１―630号
債務者　小山　理恵
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５７８号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬７番105号
債務者　芦田　信夫
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６１８号
福岡市中央区小笹３丁目８番８―401号
債務者　藁谷　織絵
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６２７号
福岡市西区小戸３丁目22番４号
債務者　斉藤　祐子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６３４号
（住民票上の住所）福岡県京都郡苅田町京町２丁目24番地１　グランドパレス苅田ウイングアーク905
債務者　戸倉　京都（旧姓草野）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９７号
沖縄県那覇市安謝２丁目29番29号　サニーハイツ２　302
債務者　大城　　龍
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　那覇地方裁判所民事第３部